

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5年 1月19日

提出者 昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年昭島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

7,059円	8,730円	11,448円
6,135円	7,215円	8,937円

 を

7,194円	8,820円	11,481円
6,240円	7,260円	8,943円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が

生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(提案理由)

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額を改定する必要がある。